

令和2年第3回

北広島市教育委員会会議録

日時：令和2年3月5日（木）  
16時00分～17時30分  
場所：市役所4階会議室

○目 次

開会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第1	会議録署名委員の指名・・・・・・・・	1
日程第2	教育長報告・・・・・・・・	1～2
日程第3	報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について・・・・・・・・	2～7
	議案第1号 令和2年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】・・・・・・・・	7～10
	議案第2号 北広島市スポーツ推進審議会委員の任命について【非公開】・・・・・・・・	10～11
	議案第3号 北広島市スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】・・	11～12
	議案第4号 北広島市学校施設長寿命化計画について・・・・・・・・	12
	議案第5号 北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の一部を改正する規則について・・・・・・・・	12～13
	議案第6号 北広島市英語検定等支援事業実施要綱の制定について・・	13～17
	議案第7号 北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱及び北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	18
	議案第8号 北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱について・・・・・・・・	19
日程第4	そ の 他・・・・・・・・	19～20
閉会宣言	・・・・・・・・・・・・・・・・	20

出席者	教育長	吉田孝志	説明員	教育部長	千葉直樹
	教育委員	大山秀之		教育部理事	津谷昌樹
	(教育長職務代理者)			教育総務課長	下野直章
	教育委員	成田郁久美		学校教育課長	河合一
	教育委員	石上浩子		小中一貫・教育施策推進課長	富田英禎
	教育委員	高山隆二	社会教育課長	吉田智樹	
			文化課長	丸毛直樹	
			学校給食センター長	須貝初穂	
			参事(給食調理場整備担当)	岡謙一	
傍聴人	なし		学校教育課主査	木村洋一郎	
			記録員	教育総務課主任	熊谷友美子

開会 16時00分

( 議 事 の 経 過 )

---

◎開会宣言

○吉田教育長 ただいまから、令和2年第3回教育委員会会議を開会いたします。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○吉田教育長 それでは、日程第1にはいります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員として、大山委員を指名いたします。

○吉田教育長 日程第2に入ります前に、本日は、議案第1号から第3号までが、教育委員会会議規則第16条第1号及び第3号に該当いたしますことから、非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

◎日程第2 教育長報告

○吉田教育長 日程第2、教育長報告に入らせていただきます。

○吉田教育長 今回は、教育長報告として2点、行政報告として3点報告させていただきます。

まず始めに、令和元年度石狩管内市町村別教育推進会議についてであります。北海道教育庁石狩教育局主催、北広島市教育委員会主管により、2月12日(水)に開催したところであります。

当日は、行政説明として石狩教育局から令和2年度石狩管内教育推進の重点(案)の説明、また、交流・協議として「学力向上に向けた検証改善サイクルの取組について」及び「新学習指導要領を踏まえた取組」について、参加者によるグループ討議を行ったところであります。

次に、寄附についてであります。2月13日(木)に、北広島ユネスコ協会様から、奨学金の充実を図ってほしいとの申出があり、3万円の寄附をいただいたところであります。

寄附金につきましては、令和2年第2回市議会定例会において、奨学基金積立金として補正予算案を提案する予定としております。

私からの報告は以上であります。

○千葉教育部長 続きまして、行政報告として3点報告させていただきます。

まず始めに、北広島国際交流協議会市民交流会についてであります。2月15日(土)に市役

所5階ギャラリースペースにおいて実施したところであります。

当日は39名の参加者があり、今年度のカナダ・サスカトゥーン市への派遣団員による報告、当市の外国人指導助手で、サスカトゥーン市出身のエミリー日夏さんによるカナダ及びサスカトゥーン市の文化や生活様式等の講義をとおして、異文化に触れるきっかけづくりができたものと考えております。

また、講義後に行われたエミリー日夏さんを交えたフリートークでも積極的な交流が図られたところであります。

次に、第27回インドア子ども相撲大会についてであります。北広島市相撲同志会の協力を得て、2月8日（土）に総合体育館において開催したところであります。

当日は、小学生約60名が参加をし、観覧者約120名の声援を受けながら、他校の児童とのふれあいと競い合うことによる交流が積極的に図られたところであります。

次に、エコミュージアム知新の駅企画展「きたひろ学校展～うつりゆく学び舎～」についてであります。令和元年11月23日（土）から令和2年2月23日（日）まで開催したところであります。

企画展では、日本の教育制度の移り変わり、開拓期の北海道での教育の実情、また、当市での学校の始まりなどについて紹介したほか、当市の学校の現代までの歩みを懐かしい道具や写真などとともに紹介したところであり、開催期間中の入場者は1,850人で、1日平均24.7人でありました。

今後も企画展や体験事業等を通じ、まちの歴史や自然などについて市民が興味を持って学べるよう取り組んでまいります。

私からの報告は以上であります。

○吉田教育長 以上、教育長報告として2点、行政報告として3点、報告させていただきました。皆さんからご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それでは、教育長報告につきましては、承認とさせていただきます。

---

### ◎日程第3 報告第1号 教育長の臨時代理に係る報告について

○吉田教育長 続きまして、日程第3、議事に入ります。報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○千葉教育部長 報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告についてであります。新型コロナウイルス感染症対策に当たり、教育委員会所管の事務事業について、北広島市教育委員会事務委任等規則第3条の規定により教育長が臨時に代理したので、同規則第4条第2号の規定に基づき、教育委員会に報告するものであります。

別冊資料1をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策について、教育部所管のこれまでの対応等についてご報告いたします。

現在の対応状況ですが、市立小中学校につきましては、2月27日（木）から3月4日（水）まで臨時休業としていたところ、3月25日（水）の修了式の日まで延長を決定したところでございます。

次に、分散登校及び個別相談の対応につきましては、現在、北海道教育委員会におきまして、分散登校の内容等について検討中であり、近日中にその内容が決定され、通知される予定です。

また、個別相談の対応につきましては、児童生徒、保護者の個別の心配事等の相談につきましては、本日学校に対し、電話や来校による相談体制をとるよう既に通知をしているところでございます。

次に、児童生徒の健康状態の把握及び学習支援の対応につきましては、臨時休業が始まったときの連絡の際に、健康状態、検温等をしていただくとともに、当面の間の学習についての連絡等しております。なお、学習支援等につきましては、臨時休業期間が長いことから、今後、改めて数回に分けて各学校から家庭のほうへ連絡する予定となっております。

次に、卒業式の対応につきましては、3月4日付、昨日の夜ですけれども、北海道教育委員会から各市町村教育委員会へ通知があり、本日付で本市の教育委員会で決定したところであり、式を大幅に縮小し、出席者につきましては卒業生と教職員のみということで、保護者・来賓の出席については取りやめるという決定をいたしまして、本日午後に各学校に通知し、保護者へ連絡願うところでございます。

次に、感染症予防に関する学習につきましては、当初、本日から学校を始めるという予定でしたので、3月5日（木）を感染予防の日として感染予防の学習を子どもたちに行う予定でしたが、臨時休業の延長により、今後行われる分散登校日にあわせて行う予定としているところであります。

次に、中学校修学旅行の対応につきましては、中学校は4月に予定していた学校が多かったことから、延期するよう市教育委員会として各中学校へ要請をしたところであり、現在、各中学校は延期に向けた対応を業者と行っているところであります。

次に、学童クラブとの連携につきましては、今日から学童クラブが再開されたことにより、児童1年生から3年生の希望者が学童クラブへ通所しているところであります。今後、学童クラブへ児童が殺到したり、現在の学童クラブで子どもたちを保育することができなかつたとき等につきましては、国から、学校の教員等の応援体制も可能にする通知が出ておりますので、これにつきましては子育て支援部と今後協議をして対応してまいります。

次に、教育部の所管施設につきましては、みらい塾、給食センター等は学校の臨時休業に準じまして、休業をしているところであります。また、社会教育施設は、図書館は2月29日（土）から、その他の施設は3月2日（月）から、3月16日（月）までの間、休館としております。なお、今後、休館期限である3月16日の日程を変更する可能性があるところであります。

続きまして2ページをご覧ください。これまでの経過が記されております。

2月24日（月）に北海道知事と北海道教育委員会教育長のほうから連名で保護者の皆様へとい

うことでメッセージが出され、翌日25日（火）は北広島市の方でコロナウイルスの対策検討会議を開催しております。また26日（水）には、北海道教育委員会から臨時休業の要請があり、3月4日（水）までの間、臨時休業することを決定いたしました。その翌日、安倍首相が3月2日（月）から春休みまでの間、臨時休業について要請することを表明したことを受けまして、2月28日（金）に北海道知事が緊急事態宣言を発表し、これを受けて臨時休業の延長要請がさらにあり、25日（水）まで臨時休業することを決定したところであります。

3月2日（月）には、道教委が主催しまして、道内の教育長が各教育局に集まりまして、意見交換会を実施しております。内容につきましては、分散登校日、卒業式、個別相談の関係が主な内容となっております。また、昨日、2回目の会議が各教育局に集まってテレビ会議の形式で行われております。内容は、同じ内容でしたが、分散登校日につきましては、今現在も結論が出ておらず、恐らくは週明けになると見込んでおります。あわせて、昨日、卒業式の取り扱いについて道教委から通知が発出されたところであります。

同じ資料の中に、市の対応ということで、コロナウイルス感染症の対応に関する市の方針について、その資料と、北海道知事と北海道教育委員会教育長の連名によります保護者の方へのメッセージを掲載しておりますので、参考までに掲載しております。

以上が内容であります。

○吉田教育長 ただいまの報告第1号、教育長の臨時代理に係る報告につきまして、ご質疑等ございますか。

○高山委員 経過の中で3月2日と4日、教育長との意見交換会が2回あったということでしたが、差し支えない範囲でどんな状況だったのか教えていただきたいのが一点と、1ページ目の参考2で、札幌は13日までの臨時休業と、ほかの石狩管内、北広島市も含めて24日、25日という休業判断の差がありますが、札幌市は13日以降、通常の教育をする予定で考えているのかどうか、余りに対応が違いますので、どんな状況だったのか、お話しいただける範囲でお願いいたします。

○吉田教育長 3月2日と4日については、先ほど部長からありましたように、一つ目は知事が分散登校という発言をされており、各教育委員会とテレビ会議という形で集まっていたいて、説明と意見交換するというものでした。その中では2日はおおむね、子どもたちが1週間行くところがなかったり、家の中でストレスがあったり、学習課題も1週間分ぐらいいは出したけれども、その後どうしようかと考えたときに、顔を見て指導をするために学校に来てもらおうという方向が示され、1週間に1回程度来てもらうのがいいのではないかとということでおおよそ賛成だったところです。

その方向で進むと思っておりましたが、分散登校の話をもとめるために知事のところへ行かれたところ、国から派遣されている専門家会議から、実は既に千人近い感染者がいるのではないかとこの発表が出てきたため、もう少し慎重に意見聴取をした上で判断しようとなりました。

2回目の会議では、PTAや関係者から聞いてきた範囲で保護者がどう思っているかなど、もう1度、道の教育長と意見交換をしました。やはり、子どもたちのストレスが溜まっているようだということと、学校としてもやはり直接指導する機会が必要ではないかというのは、2回目も同じでした。

道教委としては持ち帰りますということで、本当はすぐにでもやろうとしていたようなのですが、9日以降に持ち越し、もう1度、道教委と各教育局と協議しながら、次の通知を出すこととなりました。分散登校を行ってほしいのだけれども、まだ決定していないという状態です。

もう一つは、個別の相談ということで、これについては特別支援も含めたり、家庭で困っている、生活で困っているなど、悩みがあったり相談があれば、学校としては個別に受けてくださいということです。その中で、具体的には、1回30分程度で学校に来てもらって相談を受けます。教員が訪問ではなく、基本は学校に来ていただいて相談を受けるということでした。

それは教員が感染症にかからないようにという配慮もありますし、個別に対面するのですけれども、基本は学校の中で保護者の方の要望をしっかりと聞くということです。どうしても来校が難しい場合は、教員が家庭訪問してもいいということも含め、今日から対応するよう、学校に通知しております。

また、卒業式の関係は、先ほど部長から報告したように、実施はしますが、感染症に十分な予防策をとった上で実施します。それは時間を短くし、外部の人を入れるのは避け、卒業証書の授与の仕方も工夫して短縮して行ってくださいということです。

高校などは報道で見られたとおり、式辞もなく、証書のみ渡して終わりという形でしたけれども、それらについて意見交換があり、道教委のご提案でいいという話になったところであり、今日の通知で、在校生及び保護者も入らない卒業式をしてくださいという通知になりました。感染拡大が収束とは言えないので、少しでも子どもへの感染リスクを減らすためにご理解ください、ということです。

この三つが2日間の話となっています。

札幌市のことなのですが、政令指定都市のため、札幌市自体は、市として状況を勘案して判断するところなのですが、道知事の非常事態宣言が19日までで、その間の時間差があるので、札幌市はこれからどうするか判断が必要になると思われます。

他の管内市町村や全道各市町村では、修了式の日まで臨時休業で、残りを春休みというところが多いのですが、道内の3市3町だけが札幌市のように途中で1度区切っているところもあります。

○成田委員 子どもたちの勉強する環境というのが大変だと思うのですが、先生方がプリントをつくってくれたり、今後、分散登校のときにまた課題を渡してという形でやっていく感じなのでしょうか。

○千葉教育部長 そのとおりです。分散登校が決まれば、その日に次の登校日までの分ということで、ペーパーで渡すものと、家にネット環境がある家庭については、北海道や文部科学省ホームページで掲示されている教材を活用してもらうこととなります。ただ、条件の整っている方はたくさん選択肢がありますけれども、プリンターがないと使用できないなど、選択肢がない方は、学校からのプリントや、例えば教科書のここからここまで読みましょとか、書き取りましょ、という形の指示になるかと思えます。

○成田委員 分散登校というのは、どういう形でやる予定なのでしょう。学年ごととかでしょうか。

○千葉教育部長 できるだけ小さな単位にして、基本的に体育館に集まって体育館で帰すということ

で、隣の児童生徒の間隔をあけて、始まる前に換気してなど、入る前に必ず手を洗うとかいうことを徹底してやるということです。クラスが多いところは1日に全部の学年ができない学校もあるということです。1回の分散登校が60分以内となりますので、2、3日かかる学校もあると思われれます。

○吉田教育長 時間差で、学年単位かあるいは学級単位で来てもらい、その間に指導したり、お便りなどを渡したり、いろいろ話を聞いたり、健康チェックをするものです。それでも足りなければ日にちを変えて、少人数になるようにしながら登校してもらおうということで考えております。これも1時間以内です。

それから、学習支援は、教育委員会で週に1回程度となっているので、来週から実施しても修了式まで2回しか分散登校はできないと思うのですが、そのほかにも連絡が必要だったり、学習用のプリントなどを送りたいとなると思うので、各学校に郵送代の予算措置をしようとしております。予算状況はどうでしょうか。

○下野課長 2回分の郵券代と封筒代ということで、およそ120万円ぐらいです。

○吉田教育長 先生方が家庭訪問を簡単にしていってないないので、接触機会をなるべく減らすための方策も考えているというところでは。

ほかにございますか。

○大山委員 時期が時期だけに、クラス替えの前の、先生と子どもたちとの最後の時間がこんな短く、大変だろうと思います。

先ほどの学童クラブとの連携で、学童クラブに殺到した場合は、学校が巡回するという話もあったかと思うのですが、今のところは、学童クラブへやってくる子どもたちというのは、まだ十分対応できる人数なのではないでしょうか。それとも大分増えているのでしょうか。

○千葉教育部長 今日から始まったのですが、北広島市内の1年生から3年生までに限定して受け付けておまして、今日の登所率が約25%弱ということで、通常登録している子どもたちの4人に1人が来ているという状態で、まだ余裕があります。通常、学童クラブに登録しているうち、常時来るのは5割から6割ぐらいの子どもぐらいなので、6割ぐらいまでは何とか場所も人も手立てできるということです。それを超えると相当過密になるということで、今の学童クラブの空間の中では環境面でよくないということで、もし要請があれば、学校の教室も使うこともあり得るということです。

○大山委員 学校の教室を使うということは、学校の先生も対応するというのでしょうか。

○千葉教育部長 学校の先生も対応できるようにということで、文部科学省と厚生労働省から通知が出ました。

○吉田教育長 そうなれば、学童の慣れた方が中心となり、先生も手伝うのです。本当は講習などを受けていないとサポートもできないのですが、特例で教員免許があればお手伝いはできるのです。

○大山委員 その際は学童に登録しているお子さんだけなのですね。

○千葉教育部長 学童クラブとして行う場合はそうなります。もう一つの方法は、国が認める方法と



して普通の学校開放のようにやっている自治体もあります。学校の教室においてどうしても親が面倒見られない子を数名、先生が見守るだけの形もいいということで、国からは通知は来ています。今のところは、そこまではなかなかならないとは思われます。

今日の登所率、来ている子どもたちの数を見ると、保護者の方もやっぱりまだ密集の可能性のあるところに子どもを入れるのが心配だから、仕事を休んででもという人がいるので少ないのだと思います。日にちがたてば、増えてくる可能性はあります。

○吉田教育長 幼稚園はもう開園しているのでしょうか。

○高山委員 当園は、2回目の休業が昨日までということで、今日から預かり保育だけ行っております。教育ではなく預かり保育事業だけです。限定しているので、約14人ですから、15%ぐらいと、いつもよりは少ないです。

○吉田教育長 子どもたちの行き先としてご協力していただいております。

○成田委員 うちの幼稚園は今日から開放で、学年別で行ける日というのを決めて、保護者の判断で、子どもたちのストレス軽減というのがメインです。来たい人は受け入れますという形でした。でも、来なかった子どもも多いと聞きました。

○吉田教育長 期間が長く、先が見えない中で、子どもたちがかわいそうでした。そういう中で、感染症が拡大しないための措置を行う。ただ子どもたちの行き先をつくらざるを得ない状態になっており、矛盾しているところもあるのですけれども、その中で最大限できることをしようと、教育委員会としても進めているところであり、ご理解いただければと思います。

なお、このような状況から、卒業式は皆さんはご出席してはいけないことになりました。そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは報告第1号につきましては、承認とさせていただきます。

---

○議案第1号 令和2年4月1日付け教職員の人事異動に関する内申について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第2号 北広島市スポーツ推進審議会委員の任命について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。(質疑等省略)

---

○議案第3号 北広島市スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】

【非公開案件の審議等の結果】

原案どおり可決した。（質疑等省略）

---

○議案第4号 北広島市学校施設長寿命化計画について

○吉田教育長 続きまして、議案第4号、北広島市学校施設長寿命化計画につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○下野教育総務課長 議案第4号、北広島市学校施設長寿命化計画についてであります。別冊資料3のとおり策定したいので、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

本計画につきましては、2月4日開催の教育委員会会議において計画（案）についてご了承頂き、3月4日までパブリックコメントを実施したところ、意見がなかったことから、計画（案）のとおり決定するものであります。

なお、本計画について議決いただいた後は、今後、3月下旬開催の市の庁議に付議し最終決定したのち、公表する予定としております。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第4号、北広島市学校施設長寿命化計画につきまして、ご質疑等ございますか。

（「なし」の声あり）

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第4号、北広島市学校施設長寿命化計画につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田教育長 議案第4号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

○議案第5号 北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の一部を改正する規則について

○吉田教育長 続きまして、議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○丸毛文化課長 議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の一部を改正する規則についてであります。別紙のとおり別記様式を改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、市の監査からの指摘を踏まえ、別記第1号様式から別記第3号様式の文言を他の補助金等の様式の表記と揃えるとともに、別記第4号様式について所要経費欄及び添付書類欄を新たに追加するよう改正するものであります。

なお、この規則は、令和2年4月1日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第5号、北広島市青少年芸術文化大会出場費助成規則の一部を改正する規則につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第5号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

#### ○議案第6号 北広島市英語検定等支援事業実施要綱の制定について

○吉田教育長 続きまして、議案第6号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の制定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 議案第6号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の制定についてであります。議案提案の前に、このたびの要綱制定の背景や目的、さらに事業の概要等について、別冊資料4に沿ってご説明いたします。

まず、本事業導入の背景についてご説明いたします。

社会の急速なグローバル化の進展により、今後、日本においても様々な社会的・職業的な場面において、外国語のコミュニケーション機会が格段に増えることが想定されており、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとっても極めて重要と言われております。

こうしたことを踏まえ、国の第3期教育振興基本計画では、外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化など、次期学習指導要領の着実な実施を促進するため、教員の採用・研修の一体的な改善、専科教員や外国語指導助手の配置など、英語をはじめとした外国語教育の強化を掲げ、測定指標については、中学校卒業段階でセファール(セファールの詳細は後ほどご説明いたします)、A1レベル相当以上、高等学校卒業段階ではA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上に設定しているところであります。

しかし、本道の現状は、文部科学省が毎年実施している「英語教育実施状況調査」の平成30年度の結果、セファールのA1レベル以上を取得、又は相当の英語力を有する中学3年生の割合は、都道府県・政令指定都市別で、初めて全国最低を記録しました。

本市においては、北海道や札幌市の平均よりも上位であります。全国平均よりも下位であり、

国の目標値である5割に届いておりません。また英語資格・検定試験の受検経験がある中学3年生の割合も国の平均以下となっております。

このように、英語資格・検定試験の受検機会を拡大することが、本市における児童生徒の英語力及び学習意欲の向上等を図る一つの方策と捉え、そのためのツールとして本事業の導入に向けた検討を行ってきたところであります。それでは裏面をご覧ください。

次に、外国語能力の測定指標、セファールについて、ご説明いたします。

セファールとは、外国語の運用能力を、言語の枠や国境を越えて同一の基準で測ることができる国際的な指標として、欧州評議会による研究と実証実験を経て、2001年に公開されました。セファールは、外国語の学習者がどのレベルまで習得しているかを判定する国際的なガイドラインとして、現在では38の言語で参照枠が提供されており、世界中の多くの教育機関で利用されております。

日本では、日本語版が2004年に発表され、国内最大級の英語検定試験である英検も、セファールに対応したスコア表示を2014年に試験的に導入、2年後に本格運用を開始するなど、英語教育の指標として、多くの教育機関で活用されているところであります。

このページに掲載しているイラストは、各資格・検定試験とセファールが示す6段階の共通参照レベルとの対応関係について、各資格・検定試験の実施団体における検証を踏まえて、文部科学省が集約・公表している対照表であります。

例えば、実用英語技能検定の3級は中学校卒業程度の英語能力レベルであります。セファールではA1レベルに相当し、スコアは1400から1699まで、また、準2級は高校中級程度の英語能力レベルであります。セファールではA1レベルからA2レベルに相当し、スコアは1400から1949までを測定するものであります。

本事業は、英語検定等を受検する児童生徒の保護者に対する受検料の助成により、児童生徒の英語検定等の受検機会を拡大し、もって児童生徒の英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル化に対応した人材の育成を図ることを目的とするものであります。受検結果のフィードバックによる児童生徒自らの英語力の把握や、ボールパークを中核とするまちづくりへの関わり、さらに、本市の国際理解の推進等の効果を期待するものであります。

それでは、本事業の概要について、2ページの大きな4番に沿ってご説明いたします。

まず、本事業の助成対象となる英語検定等につきましては、セファールの共通参照レベルに相当する英語能力を基礎段階から測定できる英語検定等であります。これは、上述の「各資格・検定試験とセファールとの対照表」のA1レベルにスコアの記載のある英語検定等であり、本事業では、さらに、その英語検定等の上位に相当する英語検定等も助成対象としております。具体的には次のページに記載の英語検定等を助成対象としたところであります。

助成対象とした英語検定等は、4団体が実施する資格・検定試験であります。このうち、英検については、従来型の英検の他、平成30年8月から実施された新方式の英検も助成対象としております。なお、英検の4級及び5級については、前ページの「各資格・検定試験とセファールとの対照表」のA1レベルにスコアの記載がありませんが、これまでの本市における受検実績を考慮し、助

成対象としているところです。

また、GTECにつきましては、学校単位による団体受検でのみ受検可能なタイプを除いて、個人申込が可能なCBTを助成対象としているところです。

次に、助成対象者につきましては、英語検定等を受検した市内公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であります。次期学習指導要領の実施により、小学校3・4年生に外国語活動が本格導入されることを踏まえ、対象を小学校3年生以上の保護者としたところであります。

次に、助成額につきましては、対象者への幅広い助成機会を確保すること、受検者の学習意欲の向上を図ること等を考慮し、受検料の半額を助成するものとし、その回数は一年度あたり一回としたところです。

なお、各資格・検定試験の受検料については、セファールのレベルが同じでも、英検の受検料の倍以上に設定されているものもあるため、本事業を持続可能なものとするを考慮し、助成対象とした4団体の資格・検定試験のうち、従来型の英検を除くセファールのA1レベルに相当する資格・検定試験の受検料の平均額8,000円の半額である4,000円を上限額に設定したところであります。

助成金の交付申請につきましては、英語検定等を受検した日の属する年度の3月31日までに、市教委又は市役所各出張所へ申請していただきます。

なお、小学生でも従来型の英検を準会場で受検できるため、小学生の受検機会を確保できる効果的な周知方法等を各学校の協力を得ながら検討しているところであります。

最後にあります今後のスケジュールについては、後ほど、ご説明いたします。

説明は以上です。

○吉田教育長 ただいま、議案提案の前に、このたびの要綱制定の背景や目的、さらに事業の概要等の説明がありましたが、ご質疑等ございますか。

○吉田教育長 小学校の3年生以上、上限4,000円、当該年度で1回。対象は英検を含めた4事業です。

2ページの表を見ていただくと、英検で見るとわかるように、3級でA1レベル、準2級でA2まで。当市で対象にするのは、英検とGTECの他はどれでしょう。

○河合学校教育課長 ケンブリッジ英語検定とTOEICです。

○吉田教育長 前の三つと一番最後のTOEICの、4つを対象としています。

ご質問やご意見はありますか。

○大山委員 具体的に予算としてはいくらを確保しているのでしょうか。

○河合学校教育課長 予算額としては、郵便料も含めて約50万円の予算規模となります。昨年度の市内の英語検定の受検実績を考慮し、およそ360名程度の方を見込んで予算積算しております。

○吉田教育長 予算の積算状況でした。この補助があれば、受検は少し増えますでしょうか。受検率も全国と比べると低めなのです。

○河合学校教育課長 そうですね。受検機会は北海道は低いです。

○吉田教育長 合否はその次にあるのですけれども、受検しないとなかなか資格は取れない。受ける

ことによって、また勉強してみようとなる効果を期待しております。

○高山委員 各検定は、年に何回もあるものなのでしょうか。

○河合学校教育課長 まず、実用英語技能検定については、公開会場のほか、学校や学習塾、企業等が会場となる準会場受験をそれぞれ年3回実施しております。

次に、ケンブリッジ英語検定につきましては、全国の試験センターが主催する公開試験を実施しており、北海道にも試験センターがあり、英検と同じく年3回実施しております。

次に、GTECについては、個人申込により、これも全国47都道府県で年3回実施しております。

次に、TOEICについては、リスニングとリーディング、そしてスピーキングとライティングで受験日程が異なりますが、リスニングとリーディングは、全国約80都市、道内7都市で実施しています。スピーキングとライティングについては、年24回実施していますが、道内では札幌市で実施しているところです。

○吉田教育長 一番受けやすいのは、市町村で学校ごとに行うという英検の準会場です。

○大山委員 英語の学習に向けての支援というのは、今回が初めての試みなのでしょうか。

○河合学校教育課長 これまでは外国語指導助手活用事業によるALT派遣等を行ってまいりましたが、英語検定等支援事業の導入により、更に外国語教育の推進が図れると考えております。

○大山委員 これからデータをとりながら、効果がよければ拡大していくことを期待いたします。

○吉田教育長 全道あるいは近隣市で取り入れているところの状況はわかりますか。

○河合学校教育課長 同様な助成事業については管内では初めての導入です。道内の他都市で見ると、平成31年度から登別市が導入した他、空知管内の都市でも導入されているところであり、検討中の都市もあります。全国的には同様な助成制度は広く導入されていると思います。

○吉田教育長 道内では先頭のほうににいるということで、いい成果が得られるといいと思います。

ほかにご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 続いて、議案の提案をお願いします。

○河合学校教育課長 議案第6号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の制定についてであります。別紙のとおり要綱を制定するため、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの要綱制定の趣旨については、英語検定等を受検する児童生徒の保護者に対する受検料の助成により、児童生徒の英語検定等の受検機会を拡大し、もって児童生徒の英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル化に対応した人材の育成を図るための必要な事項を定めるため、制定するものであります。

要綱案については、13ページから17ページをご覧ください。本事業の目的、対象者、助成額など、要綱案に規定している事項の説明は先ほどと重複いたしますので、それ以外の主な内容についてご説明いたします。

まず、第2条第3号では、助成の対象となる資格・検定試験を「英語検定等」と定義しております。「別に定めるもの」については、先ほどご説明いたしました英検以外の資格・検定試験が該当い

たしますので、別途教育長決裁で制定する要領で規定するものであります。

次に、第5条以下は、助成金の交付申請に必要な手続を規定しておりますが、助成金申請から決定、交付までの手続の簡素・効率化等を図るため、英検の準会場受検の場合の添付書類の省略、さらに、第7条では、実績報告手続を省略する旨を規定しているところであります。

なお、この要綱は、令和2年4月1日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 実施要綱の概要を説明させていただきました。何かご質問等ありますか。

受験して合格できなくても、補助はしてもらえるのでしょうか。不合格の場合は補助を受けられないなどあるのでしょうか。

○河合学校教育課長 本市が導入する事業につきましては、合否を問わず助成するものであります。

なお、英検については、合否と併せてスコアを通知しており、他の資格・検定試験はスコア制のため、合否はありません。

○吉田教育長 合否ではないのですね。7条の実績報告手続を省くというのも、そういうことがあるのです。

そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第6号、北広島市英語検定等支援事業実施要綱の制定につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第6号につきましては、原案のとおり決することとします。

○吉田教育長 今後のスケジュール等について、説明をお願いいたします。

○河合学校教育課長 このたび、本要綱の制定について議決をいただきましたので、先ほどの別冊資料4の3ページ下、今後のスケジュールをご覧ください。

従来型の英検以外の資格・検定試験の中には、毎月公開会場で実施されているものがあるため、4月からの申請受付を想定したスケジュールとなっております。

まず、3月中旬に、各出張所へ申請受付方法を説明し、市教委HPへの掲載、関連要領等の制定、広報4月1日号への掲載を経て、従来型英検以外の申請受付を開始いたします。

その後、従来型英検の申請に対応するため、英検の準会場受検の都度、各学校から保護者に配付する受検案内とともに、各学校への事業周知用リーフレットを配付し、6月以降と想定している申請受付体制を整えていきたいと考えております。

説明は以上であります。

○吉田教育長 ただいま、今後のスケジュール等について説明がありましたが、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それでは、ただいまご説明させていただいた内容で進めていただきたいと思います。

---

○議案第7号 北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱及び  
北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正  
する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第7号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱及び北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、事務局から説明をお願いします。

○下野教育総務課長 議案第7号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱及び北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する要綱についてであります。別紙のとおり改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものであります。

このたびの改正は、学校の事務負担及び教育委員会事務局職員の事務負担の軽減を図るため、各学校の特色ある教育活動に対する補助である、小中学校教育振興協議会補助金と学校支援ボランティア運営交付金を、小中学校教育振興協議会補助金に統合するため改正するものです。

北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱の第1条において、学校支援ボランティア運営交付金の趣旨を追記するとともに、第7条において現担当の教育総務課と社会教育課の二課で、本事業を所管することとしています。これに伴い、北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の第5章を削除するとともに、第6章以下の章及び条番号を繰り上げるものであります。

この改正により、学校においては、これまで補助金の管理や申請等の事務が2件から1件になるとともに、教育委員会においては、二課の人員で事務処理を行えるようになることで、学校及び教育委員会の事務負担の軽減が図られるものであります。

なお、この規則は、令和2年4月1日より施行となるものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第7号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱及び北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第7号、北広島市小中学校教育振興協議会補助金交付要綱及び北広島市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第7号につきましては、原案のとおり決することとします。



---

○議案第8号 北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱について

○吉田教育長 続きまして、議案第8号、北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田社会教育課長 議案第8号、北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱についてであります。が、(1)北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱、(2)北広島市生涯学習市民活動支援事業補助金交付要綱、(3)北広島国際交流協議会交付金交付要綱、(4)北広島市元気フェスティバル実行委員会交付金交付要綱、(5)北広島市生涯学習振興会交付金交付要綱を、別紙のとおり改正するため、北広島市教育委員会事務委任等規則第2条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

このたびの改正は、当市の補助金交付規則の運用基準等が令和元年9月に改正されたことに伴い、所管する補助金等交付要綱について見直すものであり、補助対象団体及び補助対象経費等を明確化するものであります。

なお、この要綱は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上が提案の内容であります。

○吉田教育長 ただいまの議案第8号、北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、ご質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田教育長 それではお諮りいたします。議案第8号、北広島市公民館まつり実行委員会交付金交付要綱等の一部を改正する要綱につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田教育長 議案第8号につきましては、原案のとおり決することとします。

---

◎日程第4 その他

○吉田教育長 日程第4、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○津谷教育部理事 事務局から、次回の教育委員会の日程についてお諮りいたします。

次回の教育委員会会議についてありますが、臨時会として、3月23日(月)15時30分から市役所3階会議室で開催させていただきたいと思っております。

議案につきましては、令和2年4月1日付け北広島市教育委員会事務局職員の人事異動について等を予定しております。

以上であります。

○吉田教育長 次回、第4回教育委員会会議は、3月23日(月)、時間は15時30分から市役所3階会議室で開催ということで皆さまよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

---

◎閉会宣言

○吉田教育長 以上で第3回教育委員会会議に付議された議事は全て終了いたしましたので、これにて閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

17時30分 閉会

以上、会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

教 育 長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

\_\_\_\_\_